

# 特定個人情報保護評価指針の解説

平成 26 年 4 月 20 日

(令和 6 年 5 月 27 日最終改正)

個人情報保護委員会

この解説は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価指針に関して問合せの多い事項について、個人情報保護委員会事務局で回答した事例等のうち特定個人情報保護評価を実施するに当たり参考となるものの要旨を掲載したものです。

この解説は、必要に応じて更新することを予定しています。

# 目次

|    |                                    |     |
|----|------------------------------------|-----|
| 第1 | 特定個人情報保護評価の意義                      | 1   |
| 1  | 特定個人情報保護評価の基本理念                    | 1   |
| 2  | 特定個人情報保護評価の目的                      | 1   |
|    | (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止 | 1   |
|    | (2) 国民・住民の信頼の確保                    | 2   |
| 3  | 特定個人情報保護評価の内容                      | 2   |
| 4  | 特定個人情報保護評価の実施体制                    | 3   |
| 第2 | 定義                                 | 5   |
| 第3 | 特定個人情報保護評価の実施主体                    | 24  |
| 1  | 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者             | 24  |
| 2  | 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価     | 27  |
| 第4 | 特定個人情報保護評価の対象                      | 33  |
| 1  | 基本的な考え方                            | 33  |
| 2  | 特定個人情報保護評価の単位                      | 34  |
| 3  | 特定個人情報ファイル                         | 36  |
| 4  | 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務           | 53  |
|    | (1) 実施が義務付けられない事務                  | 53  |
|    | (2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用         | 53  |
| 第5 | 特定個人情報保護評価の実施手続                    | 63  |
| 1  | 特定個人情報保護評価計画管理書                    | 63  |
|    | (1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成             | 63  |
|    | (2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出             | 63  |
| 2  | しきい値判断                             | 66  |
| 3  | 特定個人情報保護評価書                        | 81  |
|    | (1) 基礎項目評価書                        | 83  |
|    | (2) 重点項目評価書                        | 85  |
|    | (3) 全項目評価書                         | 88  |
|    | (4) 特定個人情報保護評価書の公表                 | 94  |
| 4  | 特定個人情報保護評価書の見直し                    | 97  |
| 5  | 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知     | 99  |
| 第6 | 特定個人情報保護評価の実施時期                    | 102 |
| 1  | 新規保有時                              | 102 |
|    | (1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期      | 102 |
|    | (2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期     | 102 |

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 2   | 新規保有時以外                                 | 109 |
|     | (1) 基本的な考え方                             | 109 |
|     | (2) 重要な変更                               | 111 |
|     | (3) しきい値判断の結果の変更                        | 123 |
|     | (4) 一定期間経過                              | 127 |
| 3   | 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について            | 128 |
|     | (1) 新規保有時                               | 128 |
|     | (2) 重要な変更                               | 128 |
| 第7  | 特定個人情報保護評価書の修正                          | 132 |
| 1   | 基礎項目評価書                                 | 132 |
| 2   | 重点項目評価書・全項目評価書                          | 132 |
| 第8  | 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知                    | 133 |
| 第9  | 特定個人情報保護評価の評価項目                         | 136 |
| 1   | 基本的な考え方                                 | 136 |
| 2   | 評価項目                                    | 142 |
|     | (1) 基礎項目評価書                             | 142 |
|     | (2) 重点項目評価書                             | 142 |
|     | (3) 全項目評価書                              | 143 |
| 第10 | 委員会の関与                                  | 157 |
| 1   | 特定個人情報保護評価書の承認                          | 157 |
|     | (1) 承認対象                                | 157 |
|     | (2) 審査の観点                               | 157 |
| 2   | 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認                 | 160 |
| 第11 | 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施                   | 161 |
| 第12 | 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置                   | 162 |
| 1   | 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置                    | 162 |
| 2   | 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置  | 162 |
| その他 | 指針に記載されていない事項                           | 166 |
| 別添1 | 特定個人情報保護評価計画管理書 [記載要領]                  |     |
| 別添2 | 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書） [記載要領]             |     |
| 別添3 | 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書） [記載要領]             |     |
| 別添4 | 特定個人情報保護評価書（全項目評価書） [記載要領]              |     |
| 別添5 | 特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項 |     |

## ○ QAの目次

| 項目 | Qの番号          | Qの内容  | 頁  |
|----|---------------|---|----|
| 第1 | 特定個人情報保護評価の意義 |   | —  |
|    | 1             | 特定個人情報保護評価の基本理念   | —  |
|    | 2             | 特定個人情報保護評価の目的   | —  |
|    | 3             | 特定個人情報保護評価の内容   | —  |
|    | 4             | 特定個人情報保護評価の実施体制   | —  |
|    | 第1の1-1        | 特定個人情報保護評価は個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念としていますが、これはどのような考え方なのでしょうか。   | 3  |
|    | 第1の4-1        | 「評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましい」としているのは、どのような理由なのでしょうか。また、体制整備の具体例が挙げられていますが、その他にどのような体制整備を行うことが考えられるのでしょうか。 | 4  |
| 第2 | 定義            |   | —  |
|    | 第2の2-1        | 規則及び指針における「行政機関の長等」「行政機関等」「地方公共団体等」の違いはどのようなものなのでしょうか。  | 10 |
|    | 第2の6-1        | 「特定個人情報に関する重大事故」には、具体的にどのような事態が該当するのでしょうか。  | 10 |
|    | 第2の6-2        | 「特定個人情報に関する重大事故」と「個人情報に関する重大事故」の違いは何でしょうか。  | 13 |
|    | 第2の6-3        | 重大事故の定義中に「評価実施機関の従業者」とありますが、「従業者」とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。正規職員だけでなく、非正規職員やアルバイトも含むのでしょうか。                                    | 14 |
|    | 第2の6-4        | 重大事故の定義中に「配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く」とありますが、具体的にどのようなものなのでしょうか。   | 15 |
|    | 第2の6-5        | (特定)個人情報を取り扱う事務を委託している場合、重大事故には委託先での事故は含まれるのでしょうか。  | 16 |
|    | 第2の6-6        | (特定)個人情報を取り扱う事務を委託している場合、「委託先の重大事故」には、委託している事務以外における事故も含まれるのでしょうか。  | 12 |
|    | 第2の7-1        | 「個人情報に関する重大事故」には、どのような事態が該当するのでしょうか。  | 16 |
|    | 第2の9-1        | 特定個人情報の移転の考え方はどのようなものなのでしょうか。   | 18 |

|                                  |   |    |
|----------------------------------|---|----|
| 第2の9-2                           | 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務で、住民基本台帳システム端末を使用し、個人番号を検索キーとして4情報等の検索・確認を行っていますが、住民基本台帳に関する事務から見た場合、この事務に対して特定個人情報の移転をしていることになるのでしょうか。また、この場合、特定個人情報保護評価は、どのように行えばよいのでしょうか。 | 21 |
| 第2の11-1                          | 「システム用ファイル」と「その他の電子ファイル」との違いはどのようなものなのでしょうか。  | 23 |
| 第3 特定個人情報保護評価の実施主体               |   | —  |
| 1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者         |   | —  |
| 第3の1-1                           | 「行政機関の長」とはどのようなものを指すのでしょうか。   | 25 |
| 第3の1-2                           | 「地方公共団体の機関」とはどのようなものを指すのでしょうか。1つの地方公共団体の中に複数の「地方公共団体の機関」がある場合、「地方公共団体の機関」ごとに特定個人情報保護評価を実施する必要があるのでしょうか。   | 25 |
| 第3の1-3                           | 「独立行政法人等」とはどのようなものを指すのでしょうか。  | 26 |
| 第3の1-4                           | 「情報連携を行う事業者（番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記（1）から（5）までに掲げる者以外のものをいう。）」とはどのようなものを指すのでしょうか。  | 26 |
| 2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価 |   | —  |
| 第3の2-1                           | 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合とは、どのような場合が考えられるのでしょうか。   | 28 |
| 第3の2-2                           | 特別地方公共団体については、特定個人情報保護評価の実施主体はどのようになるのでしょうか。  | 29 |
| 第3の2-3                           | 地方公共団体は中間サーバーを用いて情報連携を行う予定ですが、これについてはどのように特定個人情報保護評価を行うのでしょうか。  | 29 |
| 第3の2-4                           | 番号制度関連システム、住民基本台帳システム、市町村CS、都道府県サーバについては、地方公共団体はどのように特定個人情報保護評価を行うのでしょうか。   | 31 |
| 第4 特定個人情報保護評価の対象                 |   | —  |
| 1 基本的な考え方                        |   | —  |
| 第4の1-1                           | 地方公共団体が個人に対する講演料等の支払いに際し、支払調書を作成する場合にも個人番号を利用することになりますが、このように個人番号関係事務実施者の立場で事務を行う場合には、特定個人情報保護評価を実施する必要はありますか。  | 33 |
| 2 特定個人情報保護評価の単位                  |   | —  |

|                            |  |    |
|----------------------------|--|----|
| 第4の2-1                     | 1つのシステムで多くの事務を実施している場合、事務を統合して特定個人情報保護評価を実施することは可能でしょうか。   | 34 |
| 第4の2-2                     | 利用特定個人情報提供省令に掲げる事務や利用特定個人情報については特定個人情報保護評価を実施しなくてもよいのでしょうか。  | 35 |
| 第4の2-3                     | 同一機関内における共通システムの評価の単位は、どのようになるのでしょうか。  | 35 |
| 3 特定個人情報ファイル               |  | —  |
| 第4の3-1                     | 個人番号を含むデータベースやテーブルと既存番号で連携している場合も、全て特定個人情報ファイルに該当するのでしょうか。   | 46 |
| 第4の3-2                     | アクセス制御により、個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報にのみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しないとのことですが、アクセス制御とはどのようなものなのでしょうか。            | 48 |
| 第4の3-3                     | 特定個人情報と特定個人情報ファイルの差異とはどのようなものなのでしょうか。  | 50 |
| 第4の3-4                     | 個人番号を含まないものは、特定個人情報に該当しないのでしょうか。   | 50 |
| 第4の3-5                     | ワープロソフトウェア等を用いて作成されたファイルは、特定個人情報ファイルに含まれるのでしょうか。   | 51 |
| 第4の3-6                     | 個人番号の記載された申請書を添付した決裁文書が格納された文書管理システムのようなものも特定個人情報保護評価の対象となるのでしょうか。   | 51 |
| 第4の3-7                     | 特定個人情報ファイルと個人情報ファイルは、それぞれ独立したデータベースでなければならないのでしょうか。特定個人情報ファイルと個人情報ファイルを1つのデータベースの別テーブルとして管理し、アクセス制御を行うという方法は認められるのでしょうか。 | 51 |
| 第4の3-8                     | 特定個人情報保護評価の対象としての特定個人情報ファイルを住所別に分ける、あるいは年齢別に分ける、といった取扱いをすることはできるのでしょうか。  | 52 |
| 4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務 |  | —  |
| (1) 実施が義務付けられない事務          |  | —  |
| (2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用 |  | —  |
| 第4の4(1)-1                  | 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょうか。             | 54 |
| 第4の4(1)-2①                 | 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょうか。  | 55 |
| 第4の4(1)-                   | 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務で情報連携   | 56 |

|            |   |    |
|------------|---|----|
| 2②         | を行う際は、中間サーバー端末を直接使用し、情報の入力や照会を行っていますが、特定個人情報保護評価はどのように実施すればよいのでしょうか。  |    |
| 第4の4(1)-3  | 対象人数が1,000人未満の事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょうか。  | 56 |
| 第4の4(1)-4  | 複数の特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、個々の特定個人情報ファイルに記録される本人の数が1,000人未満である場合も、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるのでしょうか。また、その中に、手作業処理用の特定個人情報ファイルや職員の福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルが含まれる場合、対象人数はどのように考えればよいのでしょうか。                                 | 57 |
| 第4の4(1)-5  | 「1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務」とはどのようなものが該当するのでしょうか。また特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょうか。             | 59 |
| 第4の4(1)-6  | 公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょうか。  | 60 |
| 第4の4(1)-7  | 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょうか。   | 61 |
| 第4の4(1)-8  | 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務について特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないのは、どのような理由なのでしょうか。  | 61 |
| 第4の4(1)-9  | 特定個人情報保護評価の対象となる事務において、システムで取り扱われる特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護評価を実施している場合に、一時的な作業のために指針第2の11で定義されている「その他の電子ファイル」を保有し、当該ファイルに記録される主な項目がシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルに記録される項目の一部となっているときは、当該ファイルについて特定個人情報保護評価を実施しなければならないのでしょうか。 | 62 |
| 第4の4(1)-10 | 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務以外であれば、特定個人情報ファイルに対する特段の措  | 62 |

|    |                        |   |    |
|----|------------------------|---|----|
|    |                        | 置は不要となるのでしょうか。  |    |
| 第5 | 特定個人情報保護評価の実施手続        |   | —  |
|    | 1 特定個人情報保護評価計画管理書      |   | —  |
|    | (1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成 |   | —  |
|    | (2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出 |   | —  |
|    | 第5の1-1                 | 特定個人情報保護評価計画管理書を作成する目的はどのようなもののでしょうか。   | 64 |
|    | 第5の1-2                 | 特定個人情報保護評価の対象となる事務がなくても、特定個人情報保護評価計画管理書を作成する必要があるのでしょうか。  | 64 |
|    | 第5の1-3                 | 特定個人情報保護評価の対象となる事務が1つしかなくても、特定個人情報保護評価計画管理書を作成する必要があるのでしょうか。  | 65 |
|    | 第5の1-4                 | 全体を非公表とすることができる特定個人情報保護評価書（犯罪の捜査、犯則事件の調査、公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルに関するもの）についても、特定個人情報保護評価計画管理書に記載する必要があるのでしょうか。           | 65 |
|    | 第5の1-5                 | 特定個人情報保護評価計画管理書等に記載することになっている「法令上の根拠」について、法令の数が数百あり全て記載することが困難な場合はどのようにすればよいのでしょうか。   | 65 |
|    | 2 しきい値判断               |   | —  |
|    | 第5の2-1-1               | 対象人数は、どのように考えればよいのでしょうか。  | 70 |
|    | 第5の2-1-2               | 対象人数の最新値を常に正確に把握することは困難です。どのようにしたらよいのでしょうか。   | 70 |
|    | 第5の2-1-3               | 特定個人情報保護評価を実施する事務において、最初に保有している個人情報には個人番号が紐付かないものの、個人番号に紐付く個人情報が徐々に増え、対象人数が徐々に増えていくような場合、対象人数をどのように考えればよいのでしょうか。            | 70 |
|    | 第5の2-1-4               | 1つの事務において、複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、対象人数をどのように数えたらよいのでしょうか。   | 71 |
|    | 第5の2-1-5               | 地方公共団体の宛名システムのような個人番号と既存番号の対照テーブルを参照できる場合は、対象人数をどのようにカウントすればよいのでしょうか。   | 71 |
|    | 第5の2-1-6               | 特定個人情報保護評価を実施する事務において、システムではなく、表計算ソフトで特定個人情報ファイルを管理し、既存番号を入手する等のために、宛名システムのような個人番号と既存番号の対象テーブルにアクセスする場合、対象人数はどのようになるのでしょうか。 | 75 |
|    | 第5の2-1-7               | 特定個人情報保護評価を実施する事務において、その事務で取り扱う特定個人情報ファイルの一部が、紙ファイルのように、特定個人情報保護評価書に記載する  | 75 |

|                      |   |    |
|----------------------|---|----|
|                      | 必要のない特定個人情報ファイルの場合、そのファイルに記録される本人の数は対象人数に含まれるのでしょうか。  |    |
| 第5の2-1.-8            | 死者は対象人数に含まれるのでしょうか。   | 76 |
| 第5の2-1.-9            | 住民基本台帳事務において、いわゆる住民登録外の特定個人情報は対象人数に含まれるのでしょうか。  | 76 |
| 第5の2-1.-10           | 住民基本台帳事務において、転出により除票された人についても特定個人情報を持ち続けることとなりますが、それらの人についても対象人数に含まれるのでしょうか。  | 76 |
| 第5の2-2.-1            | しきい値判断の取扱者数とは実際に取り扱っている人の数をいうのでしょうか。  | 77 |
| 第5の2-2.-2            | 住民記録システムのように、住民記録の担当部署だけでなく、他の事務を担当する部署の職員も当該システムにアクセスできるような場合、そのような他の部署の職員も取扱者数に含めるのでしょうか。                         | 77 |
| 第5の2-2.-3            | 特定個人情報保護評価を実施する事務において、その一部が紙ファイルのみを用いて実施するなどの理由により特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務であり、その義務付けられない事務にのみ従事する者は、取扱者に該当するのでしょうか。 | 78 |
| 第5の2-2.-4            | 特定個人情報ファイルの取扱いを外部に委託している場合、特定個人情報ファイルの取扱者数はどのように計上すればよいのでしょうか。  | 78 |
| 第5の2-2.-5            | 特定個人情報ファイルの取扱者数には、システム保守のために特定個人情報にアクセスする者も含まれるのでしょうか。  | 78 |
| 第5の2-3.-1            | しきい値判断における重大事故の発生の対象は、「特定個人情報に関する」事故に限られています。そのような限定がかかっていない全項目評価書や重点項目評価書とは対象が異なるということでしょうか。                       | 79 |
| 第5の2-3.-2            | 重大事故の発生について、「評価実施機関における」とありますが、特定個人情報保護評価の対象の事務と全く関わりのない他部署が重大事故を発生させた場合も該当するのでしょうか。                                | 79 |
| 第5の2-4.-1            | しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても、任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができるとありますが、どのような場合に実施したらよいのでしょうか。                        | 80 |
| <b>3 特定個人情報保護評価書</b> |   | —  |
| 第5の3-1               | 番号法に「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」についての規定がないにもかかわらず、なぜこれらの評価の実施が義務付けられるのでしょうか。   | 81 |
| (1)                  | 基礎項目評価書   | —  |
| (2)                  | 重点項目評価書   | —  |

|                                  |            |  |    |
|----------------------------------|------------|--|----|
|                                  | 第5の3(2)-1  | 基礎項目評価書と重点項目評価書を委員会にまとめて提出することもできるのでしょうか。                                    | 87 |
|                                  | 第5の3(2)-2  | 重点項目評価については、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見聴取、（地方公共団体等の場合）第三者点検を受ける必要はないということでしょうか。 | 87 |
| (3) 全項目評価書                       |            |  | —  |
|                                  | 第5の3(3)-1  | 意見聴取の期間を30日より短縮することが認められる特段の理由とは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。                       | 91 |
|                                  | 第5の3(3)-2  | 国民・住民等からの意見聴取の方法は、必ずインターネットを利用しなければならないのでしょうか。                               | 91 |
|                                  | 第5の3(3)-3  | 基礎項目評価書と全項目評価書を委員会にまとめて提出することもできるのでしょうか。                                     | 91 |
|                                  | 第5の3(3)-4  | 第三者点検ではどのような議論を行うのでしょうか。   | 91 |
|                                  | 第5の3(3)-5  | 地方公共団体等の実施する全項目評価書については、第三者点検を受けることとなっていますが、どのような方法があるのでしょうか。                | 92 |
|                                  | 第5の3(3)-6  | 第三者点検を行う者のスキルや資格は、どの程度のレベルまで考慮すべきでしょうか。                                      | 92 |
|                                  | 第5の3(3)-7  | 第三者点検を諮問機関以外で行う場合、セキュリティの問題があるため、一部を省略した全項目評価書で行うことはできるのでしょうか。               | 92 |
|                                  | 第5の3(3)-8  | 広域連合や一部事務組合など特別地方公共団体は、普通地方公共団体と同様、自ら第三者点検を行うこととなるのでしょうか。                    | 93 |
|                                  | 第5の3(3)-9  | 第三者点検における点検の基準のようなものはないのでしょうか。   | 93 |
|                                  | 第5の3(3)-10 | 第三者点検を諮問機関以外で行う場合、秘密保持義務に係る罰則は設ける必要はありますか。                                   | 93 |
| (4) 特定個人情報保護評価書の公表               |            |  | —  |
|                                  | 第5の3(4)-1  | セキュリティ上のリスクを高めるおそれから非公表とすることができる特定個人情報保護評価書の項目は、「解説」の表に掲げるものに限られるのでしょうか。     | 96 |
| 4 特定個人情報保護評価書の見直し                |            |  | —  |
|                                  | 第5の4-1     | 特定個人情報保護評価書の見直しでは、どのようなことをすればよいのでしょうか。                                       | 97 |
|                                  | 第5の4-2     | 特定個人情報保護評価書を見直した結果、記載内容の変更が必要となった場合は、どのように処理すればよいのでしょうか。                     | 97 |
|                                  | 第5の4-3     | 1年ごとの見直しの際に、特定個人情報保護評価の実施手続の全てのプロセスを実施している場合でも、5年経過前の再実施を行う必要があるのでしょうか。      | 98 |
| 5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知 |            |  | —  |
| 第6 特定個人情報保護評価の実施時期               |            |  | —  |
|                                  | 1 新規保有時    |  | —  |

|                                |   |     |
|--------------------------------|---|-----|
| (1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期  |   | —   |
| (2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期 |   | —   |
| 第6の1-1                         | 番号法第28条第1項では「特定個人情報ファイルを保有する前に…(評価書)を公示し」とあり、規則第9条第1項では、法第28条第1項の規定による評価書の公示・基礎項目評価書の提出・重点項目評価書の提出・規則第7条第1項の規定による公示を行う時期が規定されていますが、これらの規定により定められる時期までに、「公示」や「提出」のみを行えばよいということでしょうか。 | 103 |
| 第6の1-2                         | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、パッケージシステムをノンカスタマイズで適用する場合、特定個人情報保護評価はいつまでに実施すればよいのでしょうか。  | 104 |
| 第6の1-3                         | 特定個人情報保護評価については、「プログラミング開始前の適切な時期」に行うこととなっていますが、評価実施期間はどのような点に留意すればよいのでしょうか。  | 105 |
| 第6の1-4                         | 個人番号を利用するためのシステム改修の後に情報連携のためのシステム改修を行い、それぞれシステム改修の時期が異なる場合、特定個人情報保護評価の実施はどのようにすればよいのでしょうか。  | 105 |
| 第6の1-5                         | 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムを改修し、クラウドサービスを利用します。特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。   | 106 |
| 第6の1-6                         | 個人番号を利用するための既存システムを改修します。改修時の開発手法として、アジャイル型開発を採用します。特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。  | 107 |
| 2 新規保有時以外                      |   | —   |
| (1) 基本的な考え方                    |   | —   |
| 第6の2(1)-1                      | 特定個人情報保護評価の再実施とは、具体的には何を再実施するのでしょうか。  | 109 |
| (2) 重要な変更                      |   | —   |
| 第6の2(2)-1                      | 「重要な変更」の対象である重点項目評価書・全項目評価書の記載項目の変更であっても、重要な変更に当たらないとしている「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。  | 112 |
| 第6の2(2)-2                      | 「重要な変更」の対象である重点項目評価書・全項目評価書の記載項目の変更であっても、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更は重要な変更に当たらないとしているのはどのような理由なのでしょうか。  | 120 |

|                                |  |     |
|--------------------------------|--|-----|
| 第6の2(2)-3                      | 「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」とは具体的にはどのようなものでしょうか。技術進歩に伴うシステムの更新は通常リスクを軽減させることとなりますが、重要な変更にあたらないということでしょうか。 | 120 |
| 第6の2(2)-4                      | 「重要な変更」の対象である重点項目評価書・全項目評価書の記載項目の変更であっても、重要な変更にあたらないとしているものがありますが、重要な変更該当するかどうかの判断はどのような手順で行うのでしょうか。                 | 121 |
| 第6の2(2)-5                      | 重大事故の発生は重要な変更にあたらないとしながら、「特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更該当する。」としているが、どのような場合でしょうか。         | 122 |
| 第6の2(2)-6                      | 基礎項目評価書の変更は、重要な変更にあたらないのでしょうか。   | 122 |
| (3) しきい値判断の結果の変更               |  | —   |
| 第6の2(3)-1                      | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の対象人数が1,000人を超えた場合や、手作業処理用ファイルを電子ファイルに変えた場合は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるのでしょうか。                           | 124 |
| 第6の2(3)-2                      | しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価を実施することが必要となりましたが、国民（地方公共団体等）にあっては住民等）からの意見聴取を実施する必要があるのでしょうか。                                | 124 |
| 第6の2(3)-3                      | しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施しなければならないとなった場合、いつ評価を実施すればよいのでしょうか。   | 125 |
| 第6の2(3)-4                      | しきい値判断における重大事故は「評価実施機関における」とあります。評価実施機関内の全く関係のない部署において重大事故が発生した場合でも、しきい値判断の結果の変更として、特定個人情報保護評価を再実施しなければならないのでしょうか。   | 125 |
| 第6の2(3)-5                      | 評価実施機関内の他部署で重大事故が発生しましたが、元々全項目評価を実施していたため、しきい値判断の結果は変わりません。この場合は、特定個人情報保護評価を再実施することは必要でしょうか。                         | 126 |
| 第6の2(3)-6                      | 対象人数又は取扱者数が減少したことにより、しきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価に変更になった場合は、すぐに新たな重点項目評価書を提出・公表しなければならないのでしょうか。                       | 126 |
| (4) 一定期間経過                     |  | —   |
| 第6の2(4)-1                      | 特定個人情報保護評価は、5年ごとに実施すれば十分ということでしょうか。  | 127 |
| 3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について |  | —   |

|                         |   |     |
|-------------------------|---|-----|
| (1) 新規保有時               |   | —   |
| (2) 重要な変更               |   | —   |
| 第6の3-1                  | 指針第6の3において規則第9条第2項（緊急時の事後評価）を適用することが認められないものとして定められている「既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合」とは、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。 | 129 |
| 第6の3-2                  | 規則第9条第2項を適用することとした場合、特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。   | 130 |
| 第6の3-3                  | 被災者台帳の作成等災害対応等に係る事務について、特定個人情報保護評価の実施時期はどのように考えればよいのでしょうか。  | 131 |
| 第7 特定個人情報保護評価書の修正       |   | —   |
| 1 基礎項目評価書               |   | —   |
| 2 重点項目評価書・全項目評価書        |   | —   |
| 第8 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知 |   | —   |
| 第8-1                    | 基礎項目評価のみの実施の場合は、事前通知を行ったものとみなされないのでしょうか。  | 135 |
| 第9 特定個人情報保護評価の評価項目      |   | —   |
| 1 基本的な考え方               |   | —   |
| 第9の1-1                  | 「リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。」とありますが、具体的にどのように宣言すればよいのでしょうか。                                      | 136 |
| 第9の1-2                  | 「特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい」としているのは、どのような理由なのでしょう。また、どのように取り組めばよいのでしょうか。                    | 137 |
| 第9の1-3                  | 物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置、人的安全管理措置の4つの安全管理措置を踏まえ、「リスクを軽減するための適切な措置」を講ずるに当たりどのように考えたらよいのでしょうか。             | 137 |
| 第9の1-4                  | 「リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり」とありますが、具体的にどのような措置が考えられるのでしょうか。                   | 138 |
| 第9の1-5                  | オンプレミス環境にある特定個人情報ファイルを取り扱う既存システムを改修し、外部のクラウドサービスを利用します。どのような点を考慮して特定個人情報保護評価を行うのでしょうか。                        | 138 |

|  |           |  |     |
|--|-----------|--|-----|
|  | 第9の1-6    | クラウドサービスを利用する場合、利用者側では、クラウドサービス事業者の情報セキュリティの管理体制を個別に把握することは困難ですが、特定個人情報保護評価において、どのように考えればよいのでしょうか。               | 140 |
| 2 評価項目                                   |           |  | —   |
| (1) 基礎項目評価書                              |           |  | —   |
|  | 第9の2(1)-1 | 基礎項目評価書中「IV リスク対策」において記載する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況の評価について、どのような措置が実施されていれば、「十分である」等を選択することができますか。 | 144 |
|  | 第9の2(1)-2 | 基礎項目評価書中「IV リスク対策」の「8. 人手を介在させる作業」、「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の「判断の根拠」の欄には、どのような内容を記載すれば良いのでしょうか。                     | 150 |
|  | 第9の2(1)-3 | 基礎項目評価書中「IV リスク対策」の「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」について、選択肢全てが同列で重要度が高いと考えられる場合は、どうすれば良いですか。                               | 155 |
| (2) 重点項目評価書                              |           |  | —   |
| (3) 全項目評価書                               |           |  | —   |
| 第10 委員会の関与                               |           |  | —   |
| 1 特定個人情報保護評価書の承認                         |           |  | —   |
| (1) 承認対象                                 |           |  | —   |
| (2) 審査の観点                                |           |  | —   |
|  | 第10の1-1   | 委員会は、全項目評価書が提出されてからどの程度の期間で承認することを予定しているのでしょうか。  | 158 |
| 2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認                |           |  | —   |
| 第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施                |           |  | —   |
| 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置                |           |  | —   |
| 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置                   |           |  | —   |
| 2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置 |           |  | —   |
| 別表                                       |           |  | —   |
|  | 別表-1      | 「重要な変更」の対象である評価項目のリスク対策から、重大事故の発生を除いているのはどのような理由なのでしょうか。   | 164 |
|  | 別表-2      | 委託先の追加は「重要な変更」に該当するのでしょうか。   | 164 |
| その他 指針に記載されていない事項                        |           |  | —   |
|  | 他-1       | 政府統一基準群、ISMS適合評価制度、ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）などの認定を受けている評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施する必要があるのでしょうか。                         | 166 |

|  |     |  |     |
|--|-----|--|-----|
|  | 他-2 | 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた対応として、特定個人情報保護評価を行う場合、再実施が必要になるのでしょうか。修正での対応は認められないのでしょうか。 | 166 |
|--|-----|--|-----|

この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、番号法第 28 条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。

## 第 1 特定個人情報保護評価の意義

### 1 特定個人情報保護評価の基本理念

番号法によって導入される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとしている。

特定個人情報保護評価は、このような番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の 1 つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。特定個人情報保護評価の実施により、評価実施機関が個人情報保護法令の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護につながることを期待される。

### 2 特定個人情報保護評価の目的

特定個人情報保護評価は、次に掲げることを目的として実施するものである。

- (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止  
情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等により個人のプライバシー等

の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。

事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

## (2) 国民・住民の信頼の確保

番号制度の導入に対して示されてきた個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものである。

## 3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。）において自ら宣言するものである。

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず、評価実施機関が自らの取組について積極的、体系的に検討し、評価することが期待される。

また、評価実施機関には、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待される。

#### 4 特定個人情報保護評価の実施体制

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましい。例えば、①複数の特定個人情報保護評価書を作成する評価実施機関において、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置すること、②個人情報の取扱いに関して、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導等を行う個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等が考えられる。

#### Q第1の1-1

特定個人情報保護評価は個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念としていますが、これはどのような考え方なのでしょうか。

(A)

- 番号制度は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものですが、その導入に対しては、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきたところです。
- 番号法は、これらの懸念に対し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の特別法として、制度上の保護措置等を規定しており、特定個人情報保護評価も制度上の保護措置の1つです。
- 個人情報保護法は、個人情報保護法制の基本法制として、民間事業者、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体等に適用されますが、同法は、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるとの基本理念に基づき、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としています（同法第1条及び第3条並びに個人情報の保護に関する基本方針1(2)①参照）。
- このようなことから、特定個人情報保護評価は、個人情報保護法を基本法制とする、個人情報の保護に関する一般法に定められた、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益の保護（「個人のプライバシー等の権利利益の保護」）を基本理念としています。
- 特定個人情報保護評価の実施により、評価実施機関が個人情報保護法等の法令の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護につながることを期待されます。

Q第1の4-1

「評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましい」としているのは、どのような理由なのでしょう。また、体制整備の具体例が挙げられていますが、その他にどのような体制整備を行うことが考えられるのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の適切な実施を確保するためには、評価実施機関全体として、特定個人情報保護評価書が評価実施機関のリスク対策の実態を正確に反映しているか、誰がどのタイミングで特定個人情報保護評価を実施する必要があるか、重大事故等の評価実施機関全体の特定個人情報保護評価に影響を与え得る事態が発生していないか等を把握し、管理すること、さらには各評価実施者・評価実施部署が適切に評価を実施するためのノウハウを共有することが重要です。このため、評価実施者・評価実施部署以外の者又は部署が特定個人情報保護評価に携わる体制を整備することが望ましいと考えられます。
- 指針に挙げられている具体例の他に、総括部署を設置することが難しい場合は、事務の担当部署以外の個人情報や情報セキュリティを担当する部署が特定個人情報保護評価書の内容の確認を行うことが考えられます。
- また、専門的知識を有する者を新たに個人情報の取扱いに関する責任者として設置することが難しい場合は、評価実施機関全体の個人情報の管理を行う既存の責任者が、特定個人情報保護評価に関する取りまとめや助言を行う役割も担うことが考えられます。
- これらの部署や責任者の設置について、責任者のみを設置するケースや責任者の下に総括部署を設置するケースなど、評価実施機関内での位置付けには様々なパターンがあり得ると考えられます。どのような体制を整備することが適切であるかは、評価実施機関の規模や組織体制、特定個人情報を取り扱う事務の数や内容等様々な要素によって変わるものです。これらの要素を踏まえて、特定個人情報保護評価の適切な運用を確保するために望ましい体制の在り方を各評価実施機関において適切に判断してください。

## 第2 定義

この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者）をいう。
- 2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3号に規定する地方公共団体等（以下単に「地方公共団体等」という。）を除く。）をいう。
- 3 特定個人情報保護評価計画管理書 規則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 4 全項目評価書 番号法第28条第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第28条第4項及び規則第8条の規定、地方公共団体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの）をいう。
- 5 情報連携 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する利用特定個人情報の提供の求め又は提供をいう。
- 6 特定個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報に関する事態であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）をいう。
  - （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条第1号から第3号までの各号に掲げる事態（当該事態における当該特定個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。）のいずれかに該当するもの
  - （2）同条第4号に掲げる事態のうち、当該特定個人情報に係る本人（当該評価実施機関の従業者を除く。）の数が100人を超えるもの

- 7 個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報に関する事態であって、次の（１）から（３）までのいずれかに該当するもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）又は特定個人情報に関する重大事故に該当するものをいう。
- （１）個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 7 条第 1 号から第 3 号までの各号又は第 43 条第 1 号から第 3 号までの各号若しくは第 5 号に掲げる事態（当該事態における当該個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。）のいずれかに該当するもの
- （２）同規則第 7 条第 4 号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人（当該評価実施機関の従業者を除く。下記（３）において同じ。）の数が 1,000 人を超えるもの
- （３）同規則第 43 条第 4 号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人の数が 100 人を超えるもの
- 8 特定個人情報の入手 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を、特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得することをいう。
- 9 特定個人情報の使用 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いることをいう。
- 10 特定個人情報の移転 評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することをいう。
- 11 システム用ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供される電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイルをいう。
- 12 その他の電子ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のものをいう。

（解説）

番号法、規則及びこの指針において規定されている主な定義・用語は、次のとおりです。

| 用語                    | 定義  |
|-----------------------|---|
| 評価実施機関<br>（指針第 2 の 1） | 番号法第 28 条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第 2 条第 14 項に規定する行政機関の長等 |

| 用 語                                | 定 義  |
|------------------------------------|--|
|                                    | (行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに番号法第 19 条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者)  |
| 行政機関の長等<br>(番号法第 2 条第 14 項)        | 行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに番号法第 19 条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者    |
| 地方公共団体等<br>(規則第 2 条第 3 号)          | 行政機関の長等(評価実施機関)のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人   |
| 行政機関等<br>(指針第 2 の 2)               | 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者及び情報提供者(規則第 2 条第 3 号に規定する地方公共団体等を除く。)                              |
| 独立行政法人等<br>(番号法第 2 条第 2 項)         | 個人情報保護法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等  |
| 特定個人情報保護評価<br>計画管理書<br>(指針第 2 の 3) | 規則第 3 条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録   |
| 基礎項目評価書<br>(規則第 2 条第 1 号)          | 行政機関の長等(評価実施機関)が、指針で定めるところにより、番号法第 28 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録 |
| 重点項目評価書<br>(規則第 2 条第 2 号)          | 行政機関の長等(評価実施機関)が、指針で定めるところにより、番号法第 28 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因の概要を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録 |
| 全項目評価書<br>(指針第 2 の 4)              | 番号法第 28 条第 1 項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(行政機関等においては番号法第 28 条第 4 項及び規則第 8 条の規定、地方公共団体等においては規則第 7 条第 6 項の規定に基づく公表の対象とな        |

| 用語                         | 定義   |
|----------------------------|--|
|                            | るもの)   |
| 情報連携<br>(指針第2の5)           | 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する利用特定個人情報の提供の求め又は提供   |
| 特定個人情報に関する重大事故<br>(指針第2の6) | <p>評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報に関する事態であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの(配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。)をいう。</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)第2条第1号から第3号までの各号に掲げる事態(当該事態における当該特定個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(2) 同条第4号に掲げる事態のうち、当該特定個人情報に係る本人(当該評価実施機関の従業者を除く。)の数が100人を超えるもの</p>   |
| 個人情報に関する重大事故<br>(指針第2の7)   | <p>評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報に関する事態であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの(配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。)又は特定個人情報に関する重大事故に該当するものをいう。</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第7条第1号から第3号までの各号又は第43条第1号から第3号までの各号若しくは第5号に掲げる事態(当該事態における当該個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(2) 同規則第7条第4号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人(当該評価実施機関の従業者を除く。下記(3)において同じ。)の数が1,000人を超えるもの</p> <p>(3) 同規則第43条第4号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人の数が100人を超えるもの</p> |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 個人情報<br>(番号法第2条第3項)       | 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報   |
| 特定個人情報<br>(番号法第2条第8項)     | 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報   |
| 特定個人情報の入手<br>(指針第2の8)     | 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を、特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得すること  |
| 特定個人情報の使用<br>(指針第2の9)     | 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いること   |
| 特定個人情報の移転<br>(指針第2の10)    | 評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供すること  |
| 特定個人情報の提供                 | 特定個人情報を評価実施機関以外の者に供与すること   |
| 個人情報ファイル<br>(番号法第2条第4項)   | 個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルであって行政機関等(個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。以下この項目において同じ。)が保有するもの又は個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するもの     |
| 特定個人情報ファイル<br>(番号法第2条第9項) | 個人番号をその内容に含む個人情報ファイル   |
| システム用ファイル<br>(指針第2の11)    | 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供される電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイル  |
| その他の電子ファイル<br>(指針第2の12)   | 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のもの  |
| クラウドサービス                  | 事業者等によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの |

Q第2の2-1

規則及び指針における「行政機関の長等」「行政機関等」「地方公共団体等」の違いはどのようなものでしょうか。

(A)

- 「行政機関の長等」は番号法第2条第14項の規定に基づくものであり、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる全ての者を指します。
- 「行政機関等」は、指針に定義が置かれており、「行政機関の長等」のうち「地方公共団体等」（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）を除いたものをいいます。  
特に記載のない場合、本解説における「行政機関等」は、指針の定義によります。個人情報保護法における「行政機関等」の定義については、本解説第4の3を参照してください。
- 「地方公共団体等」は規則に定義が置かれており、「行政機関の長等」のうち地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいいます。

Q第2の6-1

「特定個人情報に関する重大事故」には、具体的にどのような事態が該当するのでしょうか。

(A)

- 基本的には、「特定個人情報に関する漏えい等報告（※1）の報告対象事態（※2）」が「特定個人情報に関する重大事故」に該当します。ただし、次の3点について、留意が必要です。
  - ※1 番号法第29条の4の規定により、特定個人情報の安全の確保に係る事態であって「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」（具体的には※2の報告対象事態）が生じたときに、個人情報保護委員会に報告すること及び本人へ通知することが、法令上の義務になっています。
  - ※2 「特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「特定個人情報の漏えい等報告規則」という。）第2条各号（下記【参考】を参照。）のいずれかに該当する事態をいいます。
- ① 漏えい等報告が行われた事案のうち、規則該当性が認められた事案（特定個人情報の漏えい等報告規則第2条各号のいずれかに該当するもの）が対象であるため、単に漏えい等報告を行った事案の全てが重大事故の対象になるわけではあり

ません。特に留意が必要であるのは、次の※3、※4の場合です。

※3 漏えい等報告を行っていなくとも、「特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」に該当する事案が発生した場合には、「特定個人情報に関する重大事故」に該当します（漏えい等事案が発生したことを知ったにもかかわらず、漏えい等報告を行わなかった場合には、番号法に基づく権限行使の対象となり得ます。）。

※4 「特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」に該当しないものについては、任意の漏えい等報告を行ったとしても、重大事故に該当しません。

② 「特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」に該当するものであっても、配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由による事態については、「特定個人情報に関する重大事故」に該当しないこととしています。

③ 「特定個人情報の重大事故」の定義において、漏えい等が発生した本人の数には、当該評価実施機関の従業者の数を含みません。

※ 令和6年4月1日に施行された特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（令和6年個人情報保護委員会告示第1号）による改正前に発生した「特定個人情報に関する重大事故」であって、当該改正前の定義に該当しない事案については、当該改正後の新定義に該当するとしても、「特定個人情報に関する重大事故」に該当しないこととしています（当該改正告示において、経過措置が設けられています。）。

○ 実際に漏えい等事案が発生した場合は、まずは速やかに個人情報保護委員会事務局への漏えい等報告（おおむね3～5日以内）及び本人通知を行ってください。個人情報保護委員会への報告については、個人情報保護委員会ウェブサイトには設置している報告フォームからお願いします。重大事故の該当性については、報告対象事態への該当性が明らかになった時点以降に、個人情報保護委員会事務局の保護評価制度担当に問い合わせてください。

<個人情報保護委員会への漏えい等報告ページ>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

【参考】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）抄  
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第二条 法第二十九条の四第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

四 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 法第九条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ 法第十九条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

Q第2の6-2

「特定個人情報に関する重大事故」と「個人情報に関する重大事故」の違いは何でしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価において、「重大事故」が登場するのは、次の3箇所です。
  - ① しきい値判断項目「評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無」
  - ② 重点項目評価書 様式 Ⅲ7リスク「②個人情報に関する重大事故の発生」
  - ③ 全項目評価書 様式 Ⅲ7リスク1「⑨個人情報に関する重大事故の発生」
- ①しきい値判断項目については、重大事故の対象を、個人番号を含まない個人情報ではなく、特定個人情報に限定しています。

これは、特定個人情報保護評価は、特定個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とするものであり、しきい値判断項目としては、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無とすることが適当であるとしたものです。また、対象を個人情報とした場合、特定個人情報保護評価の導入当初に実施するしきい値判断において、制度が導入される以前に発生した事故の影響を受けることとなりますが、これについては各評価実施機関において当該事故について対応が既に講じられていることが想定され、改めて当該事故を判断項目とすることは適当でないとしたものです。指針では、しきい値判断項目に関しては「特定個人情報に関する」重大事故と明記しています。
- ②重点項目評価書及び③全項目評価書の記載事項としての重大事故については対象を個人情報（特定個人情報を含む。）としています。これは、番号法第28条第1項第3号において、「過去の個人情報ファイルの取扱いの状況」を評価書の記載事項としていることを反映したものです。
- なお、重大事故の発生自体が、②重点項目評価又は③全項目評価の再実施が必要となる重要な変更になりませんが、重大事故の発生に伴い特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスク対策を見直し、重要な変更の対象である記載項目の記載内容を変更する場合は、重要な変更になり、②重点項目評価又は③全項目評価の再実施が必要となります。また、特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに②重点項目評価又は③全項目評価を実施するものと判断される場合は、②重点項目評価又は③全項目評価の実施が必要となります。

Q第2の6-3

重大事故の定義中に「評価実施機関の従業者」とありますが、「従業者」とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。正規職員だけでなく、非正規職員やアルバイトも含むのでしょうか。

(A)

- 従業者には、契約形態にかかわらず、役員、使用人その他の者で、特定個人情報保護評価の対象となる事務に現に従事する者の全てが含まれます。したがって、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等においては、正規職員のみならず非正規職員、アルバイト等も含まれ、民間事業者においては、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれます。

Q第2の6-4

重大事故の定義中に「配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く」とありますが、具体的にどのようなものでしょうか。

(A)

- 特定個人情報に関する重大事故を発生させると、当該重大事故が発生した事務のみならず評価実施機関の他の事務のしきい値判断にも影響を与え、しきい値判断の結果が変わって新たに重点項目評価又は全項目評価の実施が義務付けられる場合には、評価を再実施することとなります。これは、重大事故を発生させた評価実施機関が、当該事務のみならず、全体として特定個人情報の取扱いについて見直す必要があると考えられるためです。
- しかし、配送事故等には専ら配送業者の責任による事故や、防ぎようのない盗難事故など、評価実施機関の責めに帰さない事由によるものも想定され、これについては、評価実施機関において再発防止策を策定することは困難であると考えられます。そのため、評価実施機関の責めに帰さない事由によるものについては、重大事故の定義から除外することとしています。
- ただし、配送事故等に該当する場合であっても、(特定)個人情報や事務の性質等を踏まえ、より慎重な配送方法を選択することが求められるにもかかわらず、簡易な配送方法を選択したことにより事故が発生した場合など、評価実施機関が(特定)個人情報の取扱いに関してより慎重な措置を講じていれば事故の未然防止が図られたと考えられるものは、「評価実施機関の責めに帰さない事由によるもの」とはいえず、重大事故に当たると考えられます。
- 評価実施機関の責めに帰さない事故のその他の例としては、通常想定し難い規模の自然災害(大地震等)による(特定)個人情報の滅失、毀損等が考えられます。

- なお、ネットワークによる（特定）個人情報の流出は、特定個人情報保護評価の対象となるシステムそのものに起因するものであり、大量の情報が瞬時に流出する場合や、一度拡散した情報を消去・修正することが困難な場合もあることから、評価実施機関においてそのリスクを把握して対策を講ずべきであり、一般的に、重大事故に該当すると考えられます。
- また、パソコンやUSBメモリ等の盗難等については、一般的に、評価実施機関の責めに帰す場合が多く、重大事故に該当する場合が多いと考えられます。ただし、防ぎようのない盗難等として、例えば、評価実施機関が特定個人情報を外部のデータセンターに委託して保管し、評価実施機関が契約により当該データセンターを監督するとともに、当該データセンターが十分なセキュリティ対策を講じているにもかかわらず、何者かが当該データセンターに侵入し、当該データセンターの情報を保管しているサーバー等を持ち去るといったような盗難である場合は、評価実施機関の責めに帰さない事由によるものと考えられ、重大事故には該当しないと考えられます。

Q第2の6-5

（特定）個人情報を取り扱う事務を委託している場合、重大事故には委託先での事故は含まれるのでしょうか。

（A）

- 委託先での事故も含まれます。

個人情報保護法第66条に基づき、行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人は、保有個人情報について安全管理措置義務を負っていることから、個人情報を取り扱う事務を委託する場合においても、当然ながら、受託者に対し必要かつ適切な監督を行う義務を負うこととなります。また、個人情報保護法に規定された個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、個人情報保護法第25条に基づき、その委託した個人データの安全管理が図られるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督を行う義務を負っています。

さらに、番号法では第11条において、特定個人情報に関する委託先の監督義務が規定されており、これらに基づき、重大事故には、委託先における（特定）個人情報の事故も含まれることとなります。

Q第2の6-6

(特定) 個人情報を取り扱う事務を委託している場合、「委託先の重大事故」には、委託している事務以外における事故も含まれるのでしょうか。

(A)

- 評価実施機関が安全管理措置義務を負うものに限定されるため、評価実施機関が委託した事務やその事務において取り扱う(特定)個人情報と無関係に発生した委託先の事故については、原則として、重大事故に含まれません。

Q第2の7-1

「個人情報に関する重大事故」には、どのような事態が該当するのでしょうか。

(A)

- 基本的には、「特定個人情報に関する重大事故」に該当する事態(Q第2の6-1を参照)に加えて、「個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態(※1)」が「個人情報に関する重大事故」に該当します。ただし、次の3点について留意が必要です。

※1 個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態とは、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。)第7条各号のいずれかに該当する事態又は第43条各号(下記【参考】を参照。)のいずれかに該当する事態をいいます。

- ① 漏えい等報告が行われた事案のうち、下記の規則該当性が認められた事案が対象であるため、単に漏えい等報告を行った事案の全てが重大事故の対象になるわけではありません。

※2 漏えい等報告を行っていなくとも、報告対象事態に該当する事案が発生した又は発生したことを知った場合には、個人情報に関する重大事故に該当します(漏えい等事案が発生したことを知ったにもかかわらず、漏えい等報告を行わなかった場合には、個人情報保護法又は番号法に基づく権限行使の対象となり得ます。)

※3 「個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」に該当しないものについては、任意の漏えい等報告を行ったとしても、重大事故に該当しません。

- ② 「個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」に該当するものであっても、配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由による事態については、「個人情報に関する重大事故」に該当しないこととしています。
- ③ 「個人情報に関する重大事故」の定義において、漏えい等が発生した本人の

数には、当該評価実施機関の従業者の数を含まません。

- 実際に事案が発生した場合は、まずは速やかに個人情報保護委員会事務局への漏えい等報告（おおむね3～5日以内）及び本人通知を行ってください。個人情報保護委員会への報告については、個人情報保護委員会ウェブサイトには設置している報告フォームからお願いします。重大事故の該当性については、報告対象事態への該当性が明らかになった時点以降に、個人情報保護委員会事務局の保護評価制度担当に問い合わせてください。

<個人情報保護委員会への漏えい等報告ページ>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

【参考】個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）抄

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

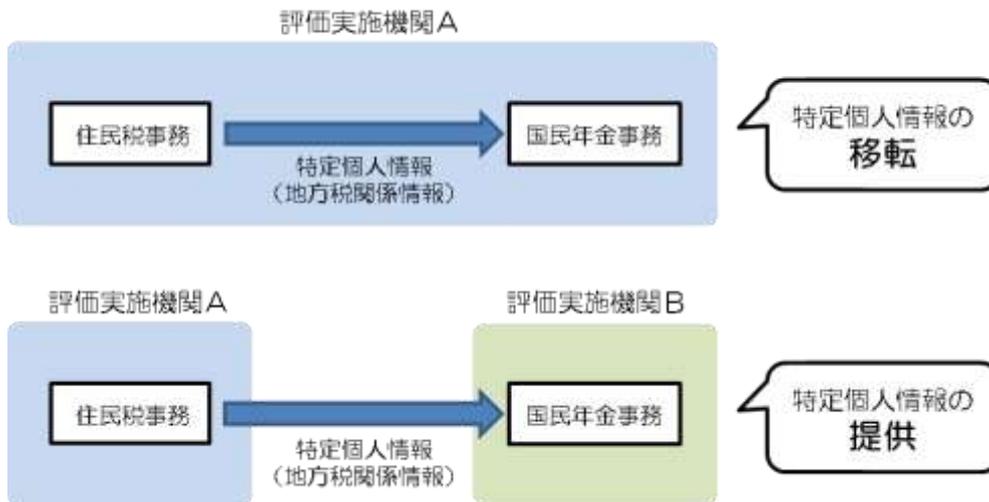
- 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

Q 第 2 の 9 - 1

特定個人情報の移転の考え方はどのようなものでしょうか。

(A)

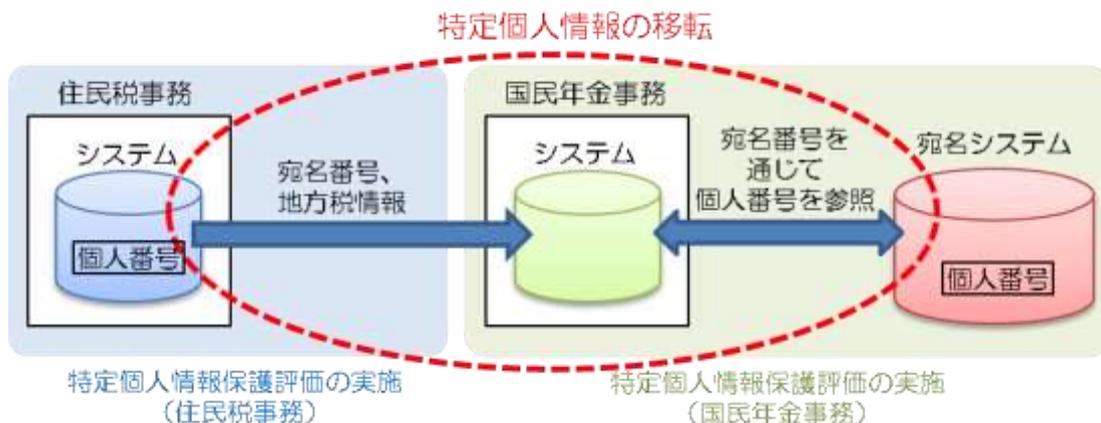
- 特定個人情報の移転とは、「第 2 定義」で示されているとおり、評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することを言います。一方、特定個人情報の提供とは、特定個人情報を評価実施機関以外の者に供与することを言います。具体例は、次のとおりです。



- 番号法は機関単位での規制を想定しています。特定個人情報の提供とは、機関をまたいだ行為であるため、個人番号を含まない個人情報の提供は、特定個人情報の提供に該当しません。一方で、特定個人情報の移転は、機関の内部での行為です。個人番号を含まない個人情報を渡した場合においても、渡した先において当該個人情報が個人番号と紐付くときには、機関として考えれば、渡した情報が移転先で個人番号と紐付けて利用されることを把握できるため、特定個人情報の移転と解します。例えば、次の場合が特定個人情報の移転に当たります。

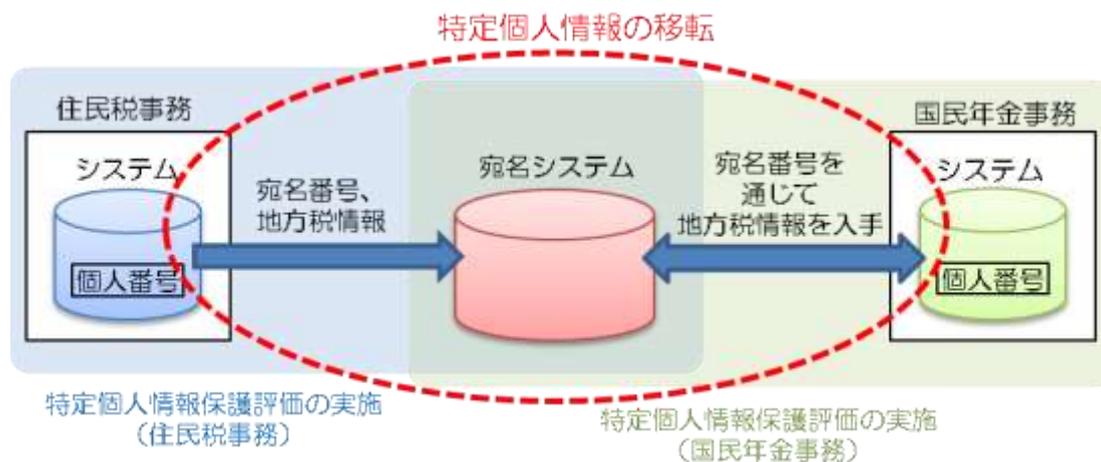
<ケース①>

- 下図のケース①は、次のようなケースを表しています。
  - ・ 住民税事務で保有する地方税情報については、宛名番号と紐付けて、国民年金事務に渡すことになっています。
  - ・ 国民年金事務においては、宛名番号を通じて宛名システムにアクセスし、個人番号を参照することになっています。このため、渡された地方税情報は、個人番号と紐付くこととなります。
- このケースの場合、地方税情報は、宛名番号を通じて個人番号と紐付くこととなります。このため、住民税事務において地方税情報を国民年金事務に渡す行為は、特定個人情報の移転に当たります。



<ケース②>

- 下図のケース②は、次のようなケースを表しています。
  - ・ 住民税事務で保有する地方税情報については、宛名番号と紐付けて、宛名システムに渡すことになっています。宛名システムにおいては、地方税情報が個人番号と紐付くこととなります。
  - ・ 国民年金事務においては、宛名番号を通じて宛名システムにアクセスし、地方税情報を入手します。
- このケースの場合、地方税情報は宛名システムにおいて個人番号と紐付くこととなります。このため、住民税事務において地方税情報を宛名システムに渡す行為は、特定個人情報の移転に当たります。



Q第2の9-2

手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務で、住民基本台帳システム端末を使用し、個人番号を検索キーとして4情報等の検索・確認を行っていますが、住民基本台帳に関する事務から見た場合、この事務に対して特定個人情報の移転をしていることになるのでしょうか。また、この場合、特定個人情報保護評価は、どのように行えばよいのでしょうか。

(A)

- この場合、住民基本台帳に関する事務から当該事務への特定個人情報の移転に当たると考えられます。以下、詳細に説明します。
- 特定個人情報の移転とは、「第2 定義」で示されているとおり、評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することをいいます。また、特定個人情報の使用とは、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いることをいいます。
- 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務を含め、どのような事務であっても住民基本台帳システム（以下「住基システム」という。）端末を使用し、個人番号を検索キーとして住民票情報を閲覧することは、当該事務において、個人番号を利用して、住基システム内の特定個人情報を使用することになりますので、住民基本台帳に関する事務から当該事務への特定個人情報の移転に当たると考えられます。また、個人番号を検索キーとして使用しなくても、閲覧した情報が当該事務において個人番号と紐付けて使用されるのであれば、これも特定個人情報の移転に当たると考えられます。

このため、このような事務を実施する部署は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の「移転先」として記載していただく必要があります。

また、この場合、住基システム端末を使用する者は、住民基本台帳に関する事務において保有する特定個人情報ファイルにアクセスできることから、住民基本台帳に関する事務のしきい値判断における取扱者数にも含まれることになります。

- 一方、当該事務で保有するファイルは、手作業処理用ファイルのみとなりますので、当該事務における特定個人情報保護評価は、義務付けられないこととなります。

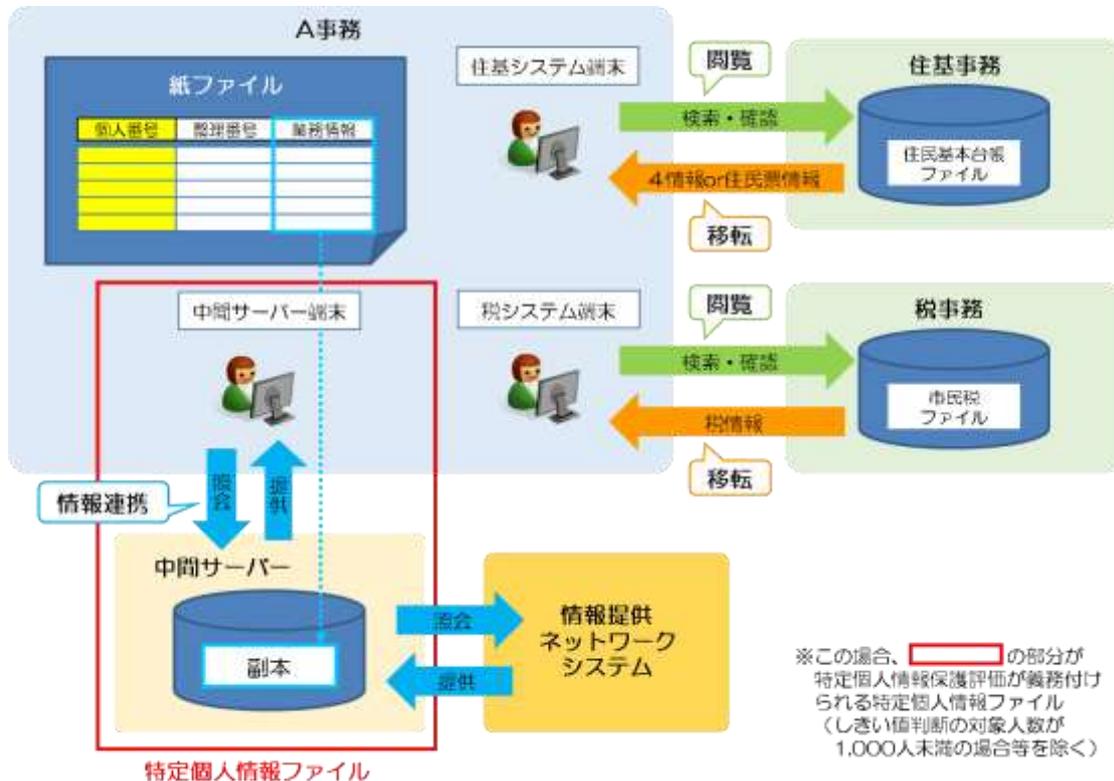
ただし、番号法別表に掲げられる個人番号利用事務のうち、情報提供ネットワークシステムを用いて利用特定個人情報の照会・提供を行う特定個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。）第2条の表の第2欄に掲げる事務をいう。以下同じ。）については、情報連携を行うために中間サーバーにその事務で取り扱う情報の副本を格納し、中間サーバー内において当該情報と

符号（個人番号）が紐付くことから、指針第2の10に示すシステム用ファイルを保有することになります。このため、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務とはいえ、対象人数が1,000人未満の場合等を除き特定個人情報保護評価が義務付けられると考えます。

※ Q第4の4（1）-2②も併せて参照してください。

（参考）

個人番号の「利用」とは、行政機関における個人番号が記載された申請手続などの書類の受理、個人番号を用いた当該個人番号に係る者の情報の呼出し、情報の内部管理・保存、他の書類への個人番号の転記やデータの入力、各種行政相談等、個人番号を用いる行為を指すものである。



Q第2の11-1

「システム用ファイル」と「その他の電子ファイル」との違いはどのようなものでしょうか。

(A)

- 指針では、特定個人情報保護評価の実施時期を明確にするため、システム用ファイルとその他の電子ファイルとで定義を別にし、それぞれについて実施時期を定めることとしています。具体的には、システムにおいて取り扱われる特定個人情報ファイルについては、プログラミング開始前に実施することが求められるのに対し、システムにおいて取り扱われない特定個人情報ファイルについては、プログラミングが行われないことから、プログラミング開始前ではなく、それに相当する事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとされています。

システム用ファイルとその他の電子ファイルとの違いは、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供されるシステムにおいて取り扱われる特定個人情報ファイルか否かという点にあります。

- その他の電子ファイルとは、表計算ソフトウェア、データベースソフトウェアその他の事務処理に用いられる一般的なソフトウェアを用いて作成され、パソコン等で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のものをいいます。例えば、事務を処理するに当たり、システムを用いることなく、パソコンにおいて一般的な表計算ソフトウェアなどで対象者管理を行っている場合における特定個人情報ファイルなどをいいます。